

# 公益社団法人全日本トラック協会女性部会規約

平成29年12月14日制定  
(公社)全日本トラック協会

(名称)

第1条 本部会の名称は「公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という)女性部会」とする。

(事務局)

第2条 本部会の事務局は、全ト協内に置く。  
2 事務局は経営改善事業部が担当する。

(部会の所属)

第3条 本部会は経営改善・情報化委員会の下に置く。

(目的)

第4条 本部会は、女性の職業生活における活躍を推進するため、トラック運送事業における女性経営者及び女性管理者等の資質の向上を図り、女性の視点から協会諸活動及び社会貢献活動に参画するとともに、女性の活躍を推進するための提言を行うことにより、トラック運送業界の発展及び地位向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本部会は、第4条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 女性の活躍を促進するための協会活動に対する参画  
(2) 女性の活躍を促進するための提言  
(3) 社会貢献活動の実施  
(4) 研修事業の実施  
(5) 関係機関・行政機関、及び他業界との意見交換の実施  
(6) その他、全ト協が必要と認めるもの

(構成)

第6条 本部会は、都道府県トラック協会の女性組織をもって構成する。

(部会の運営)

第7条 本部会には部会長1名、副部会長4名以内の役員を置き、都道府県トラック協会の女性組織代表者で構成する協議会(以下「協議会」という)及び正副部会長会議を設ける。

2 役員は、協議会員の互選で選任する。

3 部会長は、役員の内選で選任する。

4 部会長は、部会を掌理し、会議の議長となり、副部会長は部会長に事故あるときその職務を行う。

5 部会長は、部会活動執行にあたっては、必要に応じて経営改善・情報化委員会に報告を行う。

6 会議は構成人員の内半数の出席により成立し、各議案の議決については出席者の過半数をもって行う。ただし、委任状の行使を認めるものとする。

(役員の内期)

第8条 役員の内期は2年とする。ただし、前項の内期中に部会員に委嘱された者の内期は、他の部会員の残任期間と同一とする。

(会議の招集)

第9条 本部会の会議は、部会長が招集する。

(協議会)

第10条 協議会は年1回以上招集し、次の事項を協議する。

(1) 事業計画に関すること

(2) その他部会の運営に必要な事項

(正副部会長会議)

第11条 正副部会長会議は必要に応じて招集し、次の職務を行う。

(1) 部会の運営全般に関すること

(2) 協議会に提出する議案

(3) その他緊急を要する事項

(運営費)

第12条 本部会の運営費は全ト協の予算をもってこれに充てることとし、詳細は別に定める。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃については、第7条第6項の規定による協議会の決議を経て行う。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項が発生した場合は、正副部会長で協議のうえ、決定処理し、必要に応じて経営改善・情報化委員会に報告する。

#### **附則**

本規約は、平成29年12月14日から実施する。